

# 電気通信主任技術者試験HOT情報！

平成21年6月30日の改正・実施により・・・「線路主任技術者の試験科目の追加」・「受験による科目合格の有効期限が2年から3年」に延長・「努力義務規定の追加」などの改正がありました。

\*

- 「線路主任技術者」の試験科目一部改正～「線路設備のセキュリティ管理」が追加されました。
- 平成21年6月30日以降に実施される試験から「受験による科目合格者に対する試験の免除期間」が、試験の行われた月の翌月の初めから起算して「3年以内に延長」になりました。
- 「電気通信主任技術者の資格者証の交付を受けた者は、事業用電気通信設備の工事、維持運用に関する専門的な知識及び能力の向上を図るように努めなければならない。」という「努力義務規定」が追加されました。（\* 詳細は、別途 HP 上でお知らせいたします。）

平成18年4月1日の改正・実施により・・・電気通信主任技術者資格の「役割が大きく向上」し、「企業の評価アップに貢献」できるようになっております。

- 「電気通信主任技術者資格」は、建設業法上の「主任技術者認定資格」です。  
「電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた後、電気通信工事に関し5年以上の実務経験を有する」場合は、
  - ◆ 電気通信工事業の許可申請時の許可基準の一つである営業所専任技術者の認定資格となりました。
  - ◆ 電気通信工事施工時に配置を要する主任技術者として認定されています。（建設業法施行規則第7条の3）  
※ 詳しくは、国土交通省 各地方整備局 建設部などへお問合せください。
- 「電気通信主任技術者資格」は、経営事項審査における審査項目の「技術力(Z)」を評価する評点の加点対象です。  
公共工事を直接請け負おうとする建設業者が受ける経営事項審査の審査項目「技術力(Z)」は、技術職員の数により評価されます。電気通信主任技術者資格は、この評点の加点対象です。  
※ 詳しくは、経営事項審査の申請先となる都道府県(建設事務所、土木事務所など)にお尋ねください。

平成19年11月21日の改正・実施により・・・ネットワークのIP化に対応した安全・信頼性対策の一環として、事故報告について電気通信主任技術者の役割が明確化され、責任範囲が広がっています。

- 重大な事故報告の際、電気通信主任技術者による確認が要件化されています。  
電気通信事業法(第28条)に基づき、電気通信事業者が総務大臣に重大な事故報告を行う際、事故報告書(詳報)に、事故対策を確認した「電気通信主任技術者」による署名・押印が新たに必要となりました。  
(電気通信事業法施行規則第57条に基づく様式第50の改正)
- 電気通信主任技術者による定期的な事故報告が制度化されています。  
電気通信事業法(第166条)に基づく報告に、電気通信事業者による定期的な事故発生状況報告が新たに追加され、報告書に「電気通信主任技術者」が署名して報告することになりました。  
(電気通信事業報告規則第7条の2及び様式第24を新たに規定)
- ★ 電気通信主任技術者は、IP系サービスにおける通信障害などの事故の増加傾向等を背景として、安全・信頼性を確保する対策の中で大きく注目されています。

電気通信主任技術者資格の取得に向け、電気通信工事業を始めとして、NTTグループ、固定移動通信業、電気工事業、電力業など、幅広い業種の企業の方々が受験されています。